

新潟市情報公開条例(昭和61年条例第43号)新旧対照表

令和8年8月19日 新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会

改正後（案）	現行	備考
目次 第2章 行政文書の<u>開示</u>（第5条―第14条） （目的） 第1条 この条例は、市民の知る権利を具体化するものとしての行政文書の<u>開示</u>を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的推進に関し必要な事項を定めることにより、市が保有する情報の一層の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責任が果たされるよう努め、もって公正で民主的な開かれた市政を推進し、信頼と協調に基づく市民参加の都市づくりの進展に寄与することを目的とする。 （定義） 第2条 （略） 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>消防長、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会</u>をいう。 （適正使用） 第4条 この条例の規定により行政文書の<u>開示</u>を受けたものは、その情報を第1条の目的に則して適正に使用しなければならない。 第2章 行政文書の<u>開示</u> （行政文書の<u>開示</u>を請求できるもの） 第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、<u>当該実施機関の保有する行政文書の開示</u>を請求することができる。	目次 第2章 行政文書の<u>公開</u>（第5条―第14条） （目的） 第1条 この条例は、市民の知る権利を具体化するものとしての行政文書の<u>公開</u>を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的推進に関し必要な事項を定めることにより、市が保有する情報の一層の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責任が果たされるよう努め、もって公正で民主的な開かれた市政を推進し、信頼と協調に基づく市民参加の都市づくりの進展に寄与することを目的とする。 （定義） 第2条 （略） 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、<u>議会及び新潟市土地開発公社（以下「公社」という。）</u>をいう。 （適正使用） 第4条 この条例の規定により行政文書の<u>公開</u>を受けたものは、その情報を第1条の目的に則して適正に使用しなければならない。 第2章 行政文書の<u>公開</u> （行政文書の<u>公開</u>を請求できるもの） 第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、行政文書の<u>公開</u>を請求することができる。	行政文書の「公開」は「開示」に語句を統一（法準拠） 消防長を追加し、土地開発公社を削除 実施機関が保有する文書が請求対象と明記（法準

改正後（案）	現行	備考
る。 （実施機関の<u>開示義務</u>） 第6条 実施機関は、行政文書の<u>開示</u>の請求（以下「<u>開示請求</u>」という。）があつた場合は、<u>開示請求</u>に係る行政文書に次に掲げる情報（以下「<u>不開示情報</u>」という。）が記録されているときを除き、<u>開示請求</u>をした者（以下「<u>開示請求者</u>」という。）に対し、当該行政文書を<u>開示</u>しなければならない。 （1） （略） （2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第7条第2項において同じ。）により特定の個人が識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項第2号に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの</u>。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～ウ （略） エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、	（実施機関の<u>公開義務</u>） 第6条 実施機関は、行政文書の<u>公開</u>の請求（以下「<u>公開請求</u>」という。）があつた場合は、<u>公開請求</u>に係る行政文書に次に掲げる情報（以下「<u>非公開情報</u>」という。）が記録されているときを除き、<u>公開請求</u>をした者（以下「<u>公開請求者</u>」という。）に対し、当該行政文書を<u>公開</u>しなければならない。 （1） （略） （2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～ウ （略） エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、	拠） 「非公開」は「不開示」に語句を統一（法準拠） 個人識別情報で識別することを明確化（法準拠） 個人識別符号を不開示対象に追加（個人情報保護法準拠） 人格密接関係情報を不開示情報に追加（法準拠） 公務員等の範囲から土地開発公社の役職員を削除

改正後（案）	現行	備考
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員<u>並びに地方独立行政法人</u>（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等の利益を不当に侵害するおそれがある情報であつて、実施機関があらかじめ新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当するものを除く。） オ 市の機関が実施する事務事業であつて予算執行を伴うものに係る情報のうち、公益上公にすることが必要であり、かつ、公にしても個人の利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であつて、実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当するもの （2）の2 個人情報の保護に関する法律第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号 （3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体<u>及び地方独立行政法人</u>を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、<u>地方独立行政法人</u>（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員<u>並びに公社の役員及び職員</u>をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名（当該公務員の利益を不当に侵害するおそれがある情報であつて、実施機関があらかじめ新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当するものを除く。） オ 市の機関<u>（公社を含む。以下この条において同じ。）</u>が実施する事務事業であつて予算執行を伴うものに係る情報のうち、公益上公にすることが必要であり、かつ、公にしても個人の利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であつて、実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当するもの （2）の2 個人情報の保護に関する法律<u>（平成15年法律第57号）</u>第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号 （3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、<u>地方独立行政法人及び公社</u>を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。	市の機関から土地開発公社を削除 法人その他の団体に土地開発公社を含める。

改正後（案）	現行	備考
ア・イ （略） （４） <u>削除</u> （５） 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の機関における審議、<u>検討又は協議等</u>に関して作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に<u>損なわれるおそれ</u>、市民その他のものに不当に混乱を<u>生じさせるおそれ</u>又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの （６） 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれ<u>その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u> ア <u>国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</u> イ <u>犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</u> ウ （略） エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ オ （略） カ （略） キ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人	ア・イ （略） （４） <u>公にすることにより、個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防その他の公共安全並びに秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報</u> （５） 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下<u>この条において同じ。</u>）の機関における審議、<u>調査、検討等</u>に関して作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に<u>損なわれ</u>、市民その他のものに不当に混乱を<u>生じさせ</u>、又は特定のものに不当に利益を与え<u>若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの</u> （６） 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの ア （略） イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、<u>公社</u>又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ （略） エ （略） オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人	事務事業情報（第6号）に移動（法準拠） 語句の整理（法準拠） その他事務事業について、カから本文に移動（法準拠） 国安全等情報を追加（法準拠） 第4号から表記を整え移動（法準拠）

改正後（案）	現行	備考
等又は<u>地方独立行政法人</u>に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ （公益上の理由による裁量的<u>開示</u>） 第6条の2 実施機関は、<u>開示請求</u>に係る行政文書に<u>不開示情報</u>（前条第1号及び第2号の2に該当する情報を除く。）が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、<u>開示請求者</u>に対し、当該行政文書を<u>開示</u>することができる。 （行政文書の存否に関する情報） 第6条の3 実施機関は、<u>開示請求</u>に対し、当該<u>開示請求</u>に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、<u>不開示情報</u>を<u>開示</u>することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該<u>開示請求</u>を拒否することができる。 2 実施機関は、前項の規定により<u>開示請求</u>を拒否したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。 （<u>部分開示</u>） 第7条 実施機関は、行政文書が第6条各号に規定する情報を記録した部分とその他の部分とからなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、行政文書の<u>開示</u>を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、同条の規定にかかわらず、その他の部分に記録された情報を<u>開示</u>しなければならない。 2 <u>開示請求に係る行政文書に第6条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公に</u>しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき	等、<u>地方独立行政法人又は公社</u>に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ <u>カ その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ</u> （公益上の理由による裁量的<u>公開</u>） 第6条の2 実施機関は、<u>公開請求</u>に係る行政文書に<u>非公開情報</u>（前条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、<u>公開請求者</u>に対し、当該行政文書を<u>公開</u>することができる。 （行政文書の存否に関する情報） 第6条の3 実施機関は、<u>公開請求</u>に対し、当該<u>公開請求</u>に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、<u>非公開情報</u>を<u>公開</u>することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該<u>公開請求</u>を拒否することができる。 2 実施機関は、前項の規定により<u>公開請求</u>を拒否したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。 （<u>情報の一部公開等</u>） 第7条 実施機関は、行政文書が第6条各号に規定する情報を記録した部分とその他の部分とからなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、行政文書の<u>公開</u>を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、同条の規定にかかわらず、その他の部分に記録された情報を<u>公開</u>しなければならない。 2 <u>実施機関は、第6条各号に規定する情報であつても、期間の経過により同条各号のいずれにも該当しなくなつたときは、当該行政文書を公開しなければならない。</u>	本文に移動（法準拠） 第6条第2号の2の情報は裁量であっても開示不可（法準拠） 現行は請求があつたときのことではなく、将来のことを規定。確認的条項であり法に合わせて削除個人に関する情報の部分

改正後（案）	現行	備考
は、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 （開示請求の方法） 第8条 開示請求をしようとするものは、実施機関に対して実施機関が別に定める請求書を提出しなければならない。 2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、<u>開示</u>請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、<u>開示</u>請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。 （開示請求に対する決定等） 第9条 実施機関は、<u>開示</u>請求があつたときは、当該<u>開示</u>請求があつた日から14日以内に、当該<u>開示</u>請求に係る行政文書を<u>開示</u>するかどうかの決定（以下「<u>開示</u>決定等」という。）をしなければならない。ただし、第8条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項に規定する決定をすることができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、延長後の期間及び延長の理由を、<u>開示</u>請求者に速やかに書面により通知しなければならない。 3 実施機関は、第1項に規定する決定をしたときは、速やかに書面により当該決定の内容を<u>開示</u>請求者に通知しなければならない。 4 実施機関は、<u>開示</u>請求に係る行政文書の全部又は一部を<u>開示</u>しないことと決定したとき（第6条の3第1項により<u>開示</u>請求を拒否するとき及び<u>開示</u>請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、その内容を記載（<u>不開示</u>の理由がなくなる期日を明示できるときはその期日を付記）した書面により、前項に規定する通知	（<u>公開</u>請求の方法） 第8条 <u>公開</u>請求をしようとするものは、実施機関に対して実施機関が別に定める請求書を提出しなければならない。 2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、<u>公開</u>請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、<u>公開</u>請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。 （<u>公開</u>請求に対する決定等） 第9条 実施機関は、<u>公開</u>請求があつたときは、当該<u>公開</u>請求があつた日から14日以内に、当該<u>公開</u>請求に係る行政文書を<u>公開</u>するかどうかの決定（以下「<u>公開</u>決定等」という。）をしなければならない。ただし、第8条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項に規定する決定をすることができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、延長後の期間及び延長の理由を、<u>公開</u>請求者に速やかに書面により通知しなければならない。 3 実施機関は、第1項に規定する決定をしたときは、速やかに書面により当該決定の内容を<u>公開</u>請求者に通知しなければならない。 4 実施機関は、<u>公開</u>請求に係る行政文書の全部又は一部を<u>公開</u>しないことと決定したときは、その内容を記載（<u>非公開</u>の理由がなくなる期日を明示できるときはその期日を付記）した書面により、前項に規定する通知をしなければならない。	開示の範囲を法に準拠 存否応答拒否及び不存在の場合も不開示通知することを明記（従前の運用どおり。法準拠）

改正後（案）	現行	備考
をしなければならない。 （<u>開示</u>決定等の期限の特例） 第9条の2 <u>開示</u>請求に係る行政文書が著しく大量であるため、<u>開示</u>請求があつた日から44日以内にその<u>全て</u>について<u>開示</u>決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、<u>開示</u>請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に<u>開示</u>決定等をし、残りの部分の行政文書については相当の期間内に<u>開示</u>決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、<u>開示</u>請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （1） （略） （2） 残りの部分の行政文書について<u>開示</u>決定等をする期限 2 （略） （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第9条の3 <u>開示</u>請求に係る行政文書に次に掲げる者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は<u>開示</u>決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。 （1） 市 （2） （略） （3） <u>開示</u>請求者 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の規定により、行政文書を<u>開示</u>することとする決定（以下「<u>開示</u>決定」という。）に先立ち、当該各号の第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。	（<u>公開</u>決定等の期限の特例） 第9条の2 <u>公開</u>請求に係る行政文書が著しく大量であるため、<u>公開</u>請求があつた日から44日以内にその<u>すべて</u>について<u>公開</u>決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、<u>公開</u>請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に<u>公開</u>決定等をし、残りの部分の行政文書については相当の期間内に<u>公開</u>決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、<u>公開</u>請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （1） （略） （2） 残りの部分の行政文書について<u>公開</u>決定等をする期限 2 （略） （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第9条の3 <u>公開</u>請求に係る行政文書に次に掲げる者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は<u>公開</u>決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。 （1） 市<u>及び公社</u> （2） （略） （3） <u>公開</u>請求者 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の規定により、行政文書を<u>公開</u>することとする決定（以下「<u>公開</u>決定」という。）に先立ち、当該各号の第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。	

改正後（案）	現行	備考
(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を<u>開示</u>しようとする場合であつて、当該情報が第6条第2号ウ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 (2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第6条の2の規定により<u>開示</u>しようとするとき。 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその行政文書の<u>開示</u>に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、<u>開示</u>決定をするときは、<u>開示</u>決定の日と<u>開示</u>を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、<u>開示</u>決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し<u>開示</u>決定をした旨及びその理由並びに<u>開示</u>を実施する日を書面により通知しなければならない。 （<u>開示</u>の実施及び方法） 第10条 実施機関は、<u>開示</u>決定したときは、<u>開示</u>請求者に対し、速やかに当該行政文書を<u>開示</u>しなければならない。 2 行政文書の<u>開示</u>は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則に定める方法により行う。 3 実施機関は、行政文書の保存のため必要があるとき、第7条第1項に規定する<u>開示</u>をするとき、その他正当な理由があるときは、当該行政文書の写しにより<u>開示</u>することができる。 4 <u>開示</u>決定に基づき行政文書の<u>開示</u>を受ける者は、当該<u>開示</u>決定をした実施機関に対し、その求める<u>開示</u>の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。ただし、<u>開示</u>決定通知書において、<u>開示</u>請求書に記載した内容に基づき<u>開示</u>の実施の方法が指定されている場合であつて、指定のとおりに<u>開示</u>の実施を受ける場	(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を<u>公開</u>しようとする場合であつて、当該情報が第6条第2号ウ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 (2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第6条の2の規定により<u>公開</u>しようとするとき。 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその行政文書の<u>公開</u>に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、<u>公開</u>決定をするときは、<u>公開</u>決定の日と<u>公開</u>を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、<u>公開</u>決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し<u>公開</u>決定をした旨及びその理由並びに<u>公開</u>を実施する日を書面により通知しなければならない。 （<u>公開</u>の実施及び方法） 第10条 実施機関は、<u>公開</u>決定したときは、<u>公開</u>請求者に対し、速やかに当該行政文書を<u>公開</u>しなければならない。 2 行政文書の<u>公開</u>は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則に定める方法により行う。 3 実施機関は、行政文書の保存のため必要があるとき、第7条第1項に規定する<u>公開</u>をするとき、その他正当な理由があるときは、当該行政文書の写しにより<u>公開</u>することができる。	開示の実施の申出を追加（法準拠） ただし、本市の運用実態に合わせ、請求書に記載されたとおりの方法で開

改正後（案）	現行	備考
<u>合は、この限りでない。</u> 5 <u>前項の規定による申出は、第9条第3項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</u> 6 <u>開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</u> （費用負担） 第11条 この条例の規定に基づき行政文書（前条第3項の行政文書の写しを含む。）の写しの交付（<u>電磁的記録の用紙への出力及び複製による交付を含む。以下同じ。</u>）を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。 （審査請求があつた場合の措置） 第12条 <u>開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつた場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、新潟市公文書公開等審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。</u> （1）（略） （2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を<u>開示</u>することとする場合（当該行政文書の<u>開示</u>について反対意見書が提出されている場合を除く。） 2 <u>開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u>	（費用負担） 第11条 この条例の規定に基づき行政文書（前条第3項の行政文書の写しを含む。）の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。 （審査請求があつた場合の措置） 第12条 <u>公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつた場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、新潟市公文書公開等審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。</u> （1）（略） （2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を<u>公開</u>することとする場合（当該行政文書の<u>公開</u>について反対意見書が提出されている場合を除く。） 2 <u>公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u>	示する場合は不要 開示の実施の申出に期限を設ける（法準拠） 再開示の条件を設ける （情報公開法準拠） 「写しの交付」に紙文書の開示だけでなく、電磁的記録の交付を含むと定義づけ

改正後（案）	現行	備考
<u>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）</u> <u>第12条の2 第9条の3第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</u> <u>（1） 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</u> <u>（2） 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</u> <u>（開示の実施状況の公表）</u> 第14条 市長は、毎年度この条例による行政文書の<u>開示</u>の実施状況を取りまとめて、公表するものとする。 （情報の提供及び公表） 第15条 （略） 2 実施機関は、<u>開示</u>請求のあつた行政文書について、これを<u>開示</u>することが通例となつている場合等で、市民の利便の向上に資すると認められるときは、当該行政文書を公表するよう努めるものとする。 （会議の公開） 第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 （1） （略） （2） 会議において第6条各号に定める<u>不開示情報</u>に該当すると認	<u>（公開の実施状況の公表）</u> 第14条 市長は、毎年度この条例による行政文書の<u>公開</u>の実施状況を取りまとめて、公表するものとする。 （情報の提供及び公表） 第15条 （略） 2 実施機関は、<u>公開</u>請求のあつた行政文書について、これを<u>公開</u>することが通例となつている場合等で、市民の利便の向上に資すると認められるときは、当該行政文書を公表するよう努めるものとする。 （会議の公開） 第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 （1） （略） （2） 会議において第6条各号に定める<u>非公開情報</u>に該当すると認	第三者に関する事案の裁決をした場合、開示実施に猶予が必要なことを追加（法準拠）

改正後（案）	現行	備考
められる事項について審議等を行う場合 （３） （略） （出資法人の情報公開） 第17条 出資法人（公文書条例第26条第１項に規定する出資法人をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の<u>開示</u>に努めるものとする。 ２・３ （略） （指定管理者の情報公開） 第18条 指定管理者（地方自治法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書であつて自己が管理を行う同法第244条第１項に規定する公の施設に関するものの<u>開示</u>に努めるものとする。 ２ （略） ３ 前２項の文書の範囲その他これらの規定による文書の<u>開示</u>及び提出に関し必要な事項については、実施機関が定める。 <u>（法令等による開示の実施との調整）</u> 第19条 <u>法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が第10条第２項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</u>	められる事項について審議等を行う場合 （３） （略） （出資法人の情報公開） 第17条 出資法人（公文書条例第26条第１項に規定する出資法人をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の<u>公開</u>に努めるものとする。 ２・３ （略） （指定管理者の情報公開） 第18条 指定管理者（地方自治法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書であつて自己が管理を行う同法第244条第１項に規定する公の施設に関するものの<u>公開</u>に努めるものとする。 ２ （略） ３ 前２項の文書の範囲その他これらの規定による文書の<u>公開</u>及び提出に関し必要な事項については、実施機関が定める。 <u>（適用除外）</u> 第19条 <u>法令又は他の条例の規定により情報の公開の手続きが定められている行政文書については、この条例の規定は、適用しない。</u>	現行では、どの法令に基づいても開示が行われない余地があるため変更（法準拠）

情報公開条例改正案と国制度との比較表

令和8年8月19日 新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会

情報公開条例改正後（案）	情報公開法	個人情報保護法
（目的） 第1条 この条例は、市民の知る権利を具体化するものとしての行政文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的推進に関し必要な事項を定めることにより、市が保有する情報の一層の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責任が果たされるよう努め、もって公正で民主的な開かれた市政を推進し、信頼と協調に基づく市民参加の都市づくりの進展に寄与することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 （1） 新聞、雑誌、書籍等一般に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧等の方法により情報が提供されているもの （2） 新潟市公文書管理条例（令和3年新潟市条例第3号。以下「公文書条例」という。）第2条第4項に規定する特定歴史公文書 （3） 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の	（目的） 第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。 （定義） 第二条 2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの 二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資	（定義）

情報公開条例改正後（案）	情報公開法	個人情報保護法
資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。） 2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。 （実施機関の責務） 第3条 実施機関は、この条例の定めるところにより、当該実施機関の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。 2 実施機関は、この条例に定める情報公開制度の利用者の利便に配慮しなければならない。 （適正使用） 第4条 この条例の規定により行政文書の開示を受けたものは、その情報を第1条の目的に則して適正に使用しなければならない。 （行政文書の開示を請求できるもの） 第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。	料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。） （開示請求権） 第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。	第二条 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。 一 行政機関 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。） 三・四 （略） （開示請求権） 第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

情報公開条例改正後（案）	情報公開法	個人情報保護法
（実施機関の開示義務） 第6条 実施機関は、行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があつた場合は、開示請求に係る行政文書に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が記録されているときを除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該行政文書を開示しなければならない。 （1） 法令又は他の条例の規定により公にすることができない情報 （2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第7条第2項において同じ。）により特定の個人が識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号	（行政文書の開示義務） 第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を	（保有個人情報の開示義務） 第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、な

情報公開条例改正後（案）	情報公開法	個人情報保護法
（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項第2号に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令又は他の条例の規定により何人でも閲覧できるとされている情報 イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報及び慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名	識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び	お開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 【※市施行条例により公務員の氏名を含む。】

情報公開条例改正後（案）	情報公開法	個人情報保護法
（当該公務員等の利益を不当に侵害するおそれがある情報であつて、実施機関があらかじめ新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当するものを除く。） オ 市の機関が実施する事務事業であつて予算執行を伴うものに係る情報のうち、公益上公にすることが必要であり、かつ、公にしても個人の利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であつて、実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当するもの （２）の２ 個人情報の保護に関する法律第60条第３項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第４項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第１項に規定する保有個人情報から削除した同法第２条第１項第１号に規定する記述等若しくは同条第２項に規定する個人識別符号 （３） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。	職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 一の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号 二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。	【市施行条例】第４条 （２） 新潟市情報公開条例第６条第２号ただし書オに掲げる情報であつて、公示した基準に該当するもの 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

情報公開条例改正後（案）	情報公開法	個人情報保護法
ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの 三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの 四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
（４） 削除	四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報
（５） 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の機関における審議、検討又は協議等に関して作成し、又は	五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性	六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性

情報公開条例改正後（案）	情報公開法	個人情報保護法
取得した情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、市民その他のものに不当に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの （６）市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当	が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当

情報公開条例改正後（案）	情報公開法	個人情報保護法
オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ キ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ（公益上の理由による裁量的開示） 第6条の2 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（前条第1号及び第2号の2に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。 （行政文書の存否に関する情報） 第6条の3 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。 2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。 （部分開示） 第7条 実施機関は、行政文書が第6条各号に規定する情報を記録した部分とその他の部分とからなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、行政文書の	に害するおそれ ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ（公益上の理由による裁量的公開） 第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第五条第一号の二に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。 （行政文書の存否に関する情報） 第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。 （部分開示） 第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除く	に害するおそれ ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ（裁量的開示） 第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。 （保有個人情報の存否に関する情報） 第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。 （部分開示） 第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くこと

情報公開条例改正後（案）	情報公開法	個人情報保護法
開示を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、同条の規定にかかわらず、その他の部分に記録された情報を開示しなければならない。 2 開示請求に係る行政文書に第6条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 （開示請求の方法） 第8条 開示請求をしようとするものは、実施機関に対して実施機関が別に定める請求書を提出しなければならない。 2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考と	ことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。 2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 （開示請求の手続） 第四条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出しなければならない。 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名 二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項 2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政	ができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 （開示請求の手続） 第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場

情報公開条例改正後（案）	情報公開法	個人情報保護法
なる情報を提供するよう努めなければならない。 （開示請求に対する決定等） 第9条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求があつた日から14日以内に、当該開示請求に係る行政文書を開示するかどうかの決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第8条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項に規定する決定をすることができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、延長後の期間及び延長の理由を、開示請求者に速やかに書面により通知しなければならない。 3 実施機関は、第1項に規定する決定をしたときは、速やかに書面により当該決定の内容を開示請求者に通知しなければならない。 4 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないことと決定したとき（第6条の3第	機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 （開示決定等の期限） 第十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 （開示請求に対する措置） 第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。 2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否	合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 （開示決定等の期限） 第八十三条 開示決定等は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 （開示請求に対する措置） 第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求

情報公開条例改正後（案）	情報公開法	個人情報保護法
1 項により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、その内容を記載（不開示の理由がなくなる期日を明示できるときはその期日を付記）した書面により、前項に規定する通知をしなければならない。 （開示決定等の期限の特例） 第9条の2 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの部分の行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （1） 本条を適用する旨及びその理由 （2） 残りの部分の行政文書について開示決定等をする期限 2 実施機関は、前項の規定により決定期限を延長したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第9条の3 開示請求に係る行政文書に次に掲げる者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は開示決定等をする	するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 （開示決定等の期限の特例） 第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一 本条を適用する旨及びその理由 二 残りの行政文書について開示決定等をする期限 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第十三条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条第二項及び第二十	を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 （開示決定等の期限の特例） 第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一 この条の規定を適用する旨及びその理由 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第二百五条第二項第三

情報公開条例改正後（案）	情報公開法	個人情報保護法
に当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。 (1) 市 (2) 国等 (3) 開示請求者 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の規定により、行政文書を開示することとする決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該各号の第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第6条第2号ウ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 (2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第6条の2の規定により開示しようとするとき。 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者がその行政文書の開示に反対の意思表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提	条第一項において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第七条の規定により開示しようとするとき。 3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十九条において「反対意	号及び第一百七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。 3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第百五条にお

情報公開条例改正後（案）	情報公開法	個人情報保護法
出した第三者に対し開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 （開示の実施及び方法） 第10条 実施機関は、開示決定したときは、開示請求者に対し、速やかに当該行政文書を開示しなければならない。 2 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則に定める方法により行う。 3 実施機関は、行政文書の保存のため必要があるとき、第7条第1項に規定する開示をするとき、その他正当な理由があるときは、当該行政文書の写しにより開示することができる。 4 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。ただし、開示決定通知書において、開示請求書に記載した内容に基づき開示の実施の方法が指定されている場合であって、指定のとおり開示の実施を受ける場合は、この限りでない。 5 前項の規定による申出は、第9条第3項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができ	見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 （開示の実施） 第十四条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。 2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。 3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができ	いて「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 （開示の実施） 第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。 4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることが

情報公開条例改正後（案）	情報公開法	個人情報保護法
ないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。 6 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。 （費用負担） 第11条 この条例の規定に基づき行政文書（前条第3項の行政文書の写しを含む。）の写しの交付（電磁的記録の用紙への出力及び複製による交付を含む。以下同じ。）を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。 （審査請求があつた場合の措置） 第12条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつた場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、新潟市公文書公開等審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。	ないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。 4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。 （手数料） 第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。 2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。 3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。 （審査会への諮問） 第十九条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。	できないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。 （手数料） 第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。 （審査会への諮問） 第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関に諮問しなければならない。

情報公開条例改正後（案）	情報公開法	個人情報保護法
（１） 当該審査請求が不適法であり、却下する場合 （２） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。） ２ 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。 （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等） 第12条の２ 第9条の３第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 （１） 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 （２） 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）	一 審査請求が不適法であり、却下する場合 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。） （審理員による審理手続に関する規定の適用除外等） 第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。 （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等） 第二十条 第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）	一 審査請求が不適法であり、却下する場合 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。） （地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等） 第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。 （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等） 第百七条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

情報公開条例改正後（案）	情報公開法	個人情報保護法
第13条 （削除） （開示の実施状況の公表） 第14条 市長は、毎年度この条例による行政文書の開示の実施状況を取りまとめて、公表するものとする。 （情報の提供及び公表） 第15条 市は、市民の必要とする情報を的確に把握して、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報の提供及び公表のための施策の充実に努めなければならない。この場合において、市が作成する計画の中間段階における案その他政策形成過程にある情報について、積極的に市民に対して提供し、又は公表するよう配慮するものとする。 2 実施機関は、開示請求のあつた行政文書について、これを開示することが通例となつている場合等で、市民の利便の向上に資すると認められるときは、当該行政文書を公表するよう努めるものとする。 （会議の公開） 第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 （1） 法令又は他の条例により会議が非公開とされて	（施行の状況の公表） 第二十三条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。 2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。 （行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実） 第二十四条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。	（施行の状況の公表） 第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。 2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

情報公開条例改正後（案）	情報公開法	個人情報保護法
いる場合 （２） 会議において第６条各号に定める不開示情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合 （３） 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合（出資法人の情報公開） 第17条 出資法人（公文書条例第26条第１項に規定する出資法人をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の開示に努めるものとする。 ２ 実施機関は、出資法人が保有する文書であつて実施機関が保有していないものに関し、閲覧、写しの交付等を求められたときは、当該出資法人に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。 ３ 前項の規定により出資法人に対して提出を求める文書の範囲その他必要な事項については、実施機関が定める。 （指定管理者の情報公開） 第18条 指定管理者（地方自治法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書であつて自己が管理を行う同法第244条第１項に規定する公の施設に関するものの開示に努めるものとする。 ２ 実施機関は、前項の公の施設に関する文書であつて実施機関が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等を求められたときは、当該指定管理者に対し、		

情報公開条例改正後（案）	情報公開法	個人情報保護法
当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。 3 前2項の文書の範囲その他これらの規定による文書の開示及び提出に関し必要な事項については、実施機関が定める。 （法令等による開示の実施との調整） 第19条 法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が第10条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。 （委任） 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。	（他の法令による開示の実施との調整） 第十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。 （政令への委任） 第二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。	（他の法令による開示の実施との調整） 第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。 （政令への委任） 第一百七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。